

令和5年12月 農業委員会議事録

開催日：令和5年12月25日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前10時00分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年12月25日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	瀬 尾 守	出	8	宇田川 道 代	出
2	藤 井 光 昭	出	9	吉 田 佳 子	出
3	坂 卷 秀 雄	出	10	田 口 勲	出
4	山 崎 保 夫	出	11	荻 島 元 治	出
5	渋谷 喜代治	出	12	金 子 繁 雄	出
6	小 沼 真由美	出	13	小 林 博	出
7	大 熊 敏 夫	出	14	三ツ木 宗 一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	欠
2	神 田 東 一	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	豊 田 佳 樹	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	関 根 栄	出	13	原 田 源 一	欠
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 任 小 島 拓 也

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案	農地法第3条第1項の規定による許可について
第2号議案	農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
第3号議案	農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について
第4号議案	農用地利用集積計画（案）の決定について
第5号議案	農地利用最適化推進委員候補者の選考方法について

③ 報 告

第1号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
第2号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
第3号報告	農地の改良に係る届出について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前11時02分

9. 会議の内容

局	長	皆様、おはようございます。定刻になりましたので、始めたいと思います。 本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。 開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。
会	長	おはようございます。ご苦労さまです。 今年も、あと1週間で終わりということで、今年1年、コロナが5類になり、5月の田植えの時期に大雨が降り、水害がありました。その後、夏は暑くて、水不足にはならなかったのですが、あまりの暑さで米の収穫量が減りまして、越谷ではほとんどの、彩のかがやきが3等米で、1等米がなかったということです。越谷だけではないようですが、彩のかがやきの場合は、ほかの地区もみんな3等米だということを聞いています。少し単価が上がっても、等級が3等米で、ましては収穫量も少なかったので、農家にとっては打撃だったなと思っております。 秋雨が少なかったので、稲刈りは順調に進んだのですが、暑さと雨不足で、露地の野菜が溶けてしまったりしています。これから冬にかけては何とか野菜が出てくるのかと思いますが、このところの暖かさで、葉物が伸び過ぎてしまい、量も出てしまうので、やっぱり農家は量が多ければ単価が上がらないのは当然です。我々が作っているクワイも暑さのせいなのか特に越谷はどういうわけか収穫量が少なく、年明けに学校給食に出すのですが、やっとその数量を確保したというのが現状です。やはり米も駄目、クワイも駄目、ほかの野菜もそうなのですが、この暑さで野菜が駄目だということで、農家は今年1年を振り返ると、良い年ではなかったなと思っております。 今後もこの暑さは続くのかなと思っておりますので、何らか対策をしないと、彩のかがやきは来年大幅に減るらしいです。埼玉の品種ですけれども、もうちょっと埼玉も、暑さにも強い、おいしいお米を作

局 長

ってもらいたいなと思っております。

今年1年、今日は最後の委員会でございます。慎重審議をいただき、来年に向けて、良い年でありますように祈念して、言葉整いませんけれども、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から14番の三ツ木委員、1番の瀬尾委員を指名いたします。よろしくお願いします。

統 括 主 幹

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は3,945平方メートルです。通作距離は2.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、2番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は1万2,081平方メートルです。通作距離は0.02キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

続きまして、3番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は5,197平方メートルです。通作距離は0.3キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

続きまして、4番の内容ですが、申請理由は営農拡張です。経営面積は4,205平方メートルです。通作距離は5.0キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め2名です。

議長

以上4件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について推進委員6番の関根委員、2番及び3番について推進委員1番の小早川委員、4番について推進委員9番の齋藤委員よりお願いいたします。

6番推進委員
(関根委員)

それでは、1番について、関根委員よりお願いいたします。

それでは、1番の件について補足説明します。

12月15日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

議長

以上、報告いたします。ご審議をお願いいたします。

ありがとうございました。

1番推進委員
(小早川委員)

2番及び3番について、小早川委員よりお願いいたします。

2番、3番の件について、まとめて補足説明します。

12月15日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありませんでした。

議長

以上、報告いたします。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

9番推進委員
(齋藤委員)

4番について、齋藤委員よりお願いいたします。

4番の件について補足説明します。

12月15日に現地を確認しております。申請地については、適正に管理、耕作されておりました。許可申請の目的は営農拡張であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者、所有する農機具等についても問題はありません。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。
全 員	ただいまの説明について質疑はございませんか。
議 員	なし。
議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。
	続いて、採決を行います。
	原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
	〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。
	続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。
統 括 主 幹	議案書の2ページを御覧ください。
	第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。
	番号、申請人氏名の順に読み上げます。
	それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび住宅敷地の調査をしたところ、祖父の代以前から使用しておりました通路部分の地目が畑であることが判明いたしました。引き続き住宅敷地として使用することから、適法な土地にするための申請です。なお、令和5年12月1日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。
	続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび現在母が住んでいる住宅の通路の地目が畑であることが判明しました。引き続き住宅の一部として使用することから、適法な土地にするための申請です。なお、令和5年11月24日付で、今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。
	以上、2件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が

		進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。 事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について小林委員、2番について渋谷委員よりお願いいたします。 では、1番の件について、小林委員よりお願いいたします。
1 3 番 委 員 (小林委員)		1番の件について説明します。 12月13日に現地確認をしております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。既に出入口として利用しており、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 2番について、渋谷委員よりお願いいたします。
5 番 委 員 (渋谷委員)		2番の件について説明します。 12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。既に砂利敷きにして利用しており、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。 よろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。 ただいまの説明について質疑はございませんか。
全	員	なし。
議	長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統 括 主 幹

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について、事務局より説明願います。

議案書の3ページから5ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から8番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は夫の実家にも程近く、将来子育てや両親の介護等相互に協力でき、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子ども2人、計4人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、祖父が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は両親の住宅にも近く、お互い助け合える場所で、学校等にも近く、子育てにも最適な場所と考え、申請に及んだものです。なお、令和5年6月28日付で自己用住宅として農用地区域から除かれています。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、借人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭になり、十分な居住空間が確保できる戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、父が所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は親類の住宅にも近く、お互い協力し安心して生活できる場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、戸建て住宅の

建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住まいにも程近く、不測の事態が生じたときにお互い支援をし、安心して協力できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の両親及びおばの住まいにも程近く、不測の事態が生じたときにお互い協力し、安心して生活ができる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は倉庫です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和12年に市外に本店を置き、主に卸売業を営む法人です。全国に18の本支店、営業所を展開しておりますが、業績が伸びていることから、現在県内に賃借している事業所では手狭となり、荷物の保管に苦慮しています。首都圏から日本全国を結ぶ輸送サービスを目指すため、ニーズの高い埼玉県内に自社倉庫を構えたく、土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は資材置場・駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成22年に市外に本店を置き、主に解体工事業を営む法人です。現在関東一円にて工事を請け負うまで業績が伸び、それによる増車を計画したところ、現在賃借している資材置場、駐車場が手狭になり、土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成24年に市外に本店を置き、主に型枠工事業を営む法人です。今般、学校、病院、マンションなどのコンクリート建築物の建設増加により業績も伸び、現在借りている資材置場兼作業場では手狭になり、新たに資材置場を確保したいと考え、土地を探していたところ、申請地は本社からも程近く、幹線道路へのアク

		セスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。
		以上、8件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。
		事務局からは以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番について山崎委員、3番について大熊委員、4番から8番について宇田川委員よりお願いいたします。
		それでは、1番について、瀬尾委員よりお願いいたします。
1 番 委 員		1番の件についてご説明いたします。
(瀬尾委員)		12月12日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北西側の出入口部分を除いて周囲にコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。
		以上、ご報告いたします。
議	長	ありがとうございました。
		2番について、山崎委員よりお願いいたします。
4 番 委 員		2番の件について説明いたします。
(山崎委員)		12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南西側の出入口部分を除き、周囲をマウントアップ及びコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。
		以上、報告いたします。ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。
		3番について、大熊委員よりお願いいたします。
7 番 委 員		3番の件について説明します。
(大熊委員)		12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的

議 長

8 番 委 員
(宇田川委員)

は住宅です。道路に接している部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

4番から8番について、宇田川委員よりお願いいたします。

それでは、4番から8番について説明申し上げます。

初めに、4番の件について説明します。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、5番の件について説明します。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側の出入口部分を除き、西側は水路、南側及び北側に地先ブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、6番の件について説明します。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は田、畑、転用目的は倉庫です。南側及び東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びネットフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

続きまして、7番の件について説明します。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場・駐車場です。北側の出入口部分を除き、東側及び西側は既設ブロック塀及びフェンス、南側に新設コンクリートブロック及びフェンスを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

議 長

10 番 委 員
(田口委員)

議 長
開発指導課長

いと判断します。

以上、報告します。

続きまして、8番の件について説明します。

12月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。東側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

以上、ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

田口委員。

6番の件につきまして、2点ほど、確認いたします。こちらは倉庫ということで、面積につきましては1万4,000平方メートルを超える面積の開発という形になるかと思います。倉庫ですので、車等、トラックとかそういうものの出入りとか、搬入、搬出等があるかと思います。道路につきましては、出入口が南側からの出入口ということではありますけれども、この車の搬入、搬出の経路について、南側の部分につきましては総合技術高校がすぐ近くにありますが、もう少し南側のほうに行きますと出羽小学校という学校が近くにありますが、大きい車などが通る場合にちょっと危険ではないかなというところがあります。経路は、おそらく草加バイパスのほうに出てくる形になるかと思うのですが、そちらのほうを教えてくださいたいのが1点。

あともう1点が、やはり1万4,000平方メートルという面積になりますが、そのほとんどが田んぼということですので、治水に関する部分のところ、水の部分のところではちょっと心配かと思います。そのような対策はどのような形になっているのか、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局。

お答えします。

		今、田口委員さんからお尋ねのありました出入口と治水の件ですが、大きい開発行為ですので、開発許可する前までに、出入口だとか通学路への影響について、教育委員会とその辺の事前協議は徹底しております、協議はまとまっております。搬入経路につきましては、詳細は聞いていないのですけれども、北側の谷中通りのほうに抜けていきますと463号線へ出られるので、そこを使って浦和インターのほうに目指して行くという話を聞いております。
		治水に関しては、1ヘクタールを超えていますので、越谷市と協議しまして、埼玉県河川砂防課のほうの条例に基づく許可を受けているところでもありますので、そのときは適正な手続を行いたいと思います。
議	長	以上です。
		田口委員、いいですか。
10番委員		ありがとうございました。
(田口委員)		
議	長	ほかに。
全	員	なし。
議	長	ほかにないようですので、以上で質疑を終結いたします。
		続いて、採決を行います。
		原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
		[挙手全員]
議	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。
		続きまして、第3号議案の9番から14番について、事務局より説明願います。
統括主幹		議案書の5ページ及び6ページを御覧ください。
		第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての9番から14番について説明します。
		番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。
		それでは、9番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由と

いたしまして、借人は昭和50年に市外に本店を置き、主に一般区域貨物自動車運送業を営む法人です。現在使用している賃貸駐車場の立ち退きを迫られており、自社駐車場を計画し、土地を探していたところ、申請地は県道沿いで幹線道路へのアクセスもよく、本社からも近い場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に1人で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は養父の住まいにも程近く、将来介護が必要になったとき安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成27年に市外に本店を置き、主に橋梁等の土木工事業を営む法人です。県内及び都内などの工事の業績も伸び、現在借りている資材置場が手狭になり、新たに資材置場を確保したいと考え、土地を探していたところ、申請地は本社及び現在使用している資材置場からも程近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、12番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、家財道具が増え手狭となり、十分なスペースが確保できる自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住宅にも程近く、将来両親の介護など安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、13番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は昭和57年に市外に本店を置き、主に食品及び医療品の輸配送業を営む法人です。取引先である大型物流倉庫が草加市柿木町に移転し、現在使用している賃貸駐車場から70分ほどかかっています。長時間の移動と待機所がないことから、勤務時間の短縮等働き方改革及びドライバーの負担軽減のため、大型物流倉庫の近隣で

議

長

駐車場を計画し、土地を探していたところ、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、14番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親及びおばの住まいにも近く、何かあったときお互いすぐに駆けつけられ、安心して生活できる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上、6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、9番については私から説明します。10番及び11番について田口委員、12番から14番について藤井委員よりお願いいたします。

それでは、まず9番について、私から説明いたします。

9番の件について説明いたします。

12月14日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。西側及び北側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

10番及び11番について、田口委員よりお願いします。

10番委員

(田口委員)

それでは、まず10番の件について説明をいたします。

12月15日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲に既設コンクリートブロック土留めが設置され区画されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議 長

2 番 委 員
(藤 井 委 員)

続きまして、11番の件について説明をいたします。

同じく12月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。南側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置し区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、2件ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

12番から14番について、藤井委員よりお願いいたします。

それでは、12番の件についてご説明いたします。

12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、13番の件についてご説明いたします。

12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場です。東側の出入口部分を除き、南側にコンクリートブロック及びフェンスを設置し、西側及び北側に擁壁及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、14番の件についてご説明いたします。

同じく12月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側の出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、3件ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし

議

長

ます。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第４号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

統括主幹

農用地利用集積計画の根拠法である農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画は法の本則からは削除されました。農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定により、令和５年４月１日の施行日から起算して２年を経過する日までは、従前の例により新たに定めることができることとされています。このため施行日以前の旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積計画の策定に当たり農業委員会にご審議をお願いするものです。

それでは、議案書の７ページを御覧ください。

第４号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

面積は２,１４９平方メートル、再設定で、期間は５年です。

本計画案は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件を満たしていると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第5号議案 農地利用最適化推進委員候補者の選考方法について、事務局から説明願います。

統括主幹

議案書の8ページを御覧ください。

第5号議案 農地利用最適化推進委員候補者の選考方法について説明します。

令和6年4月26日任期満了に伴い、令和5年9月14日から令和5年10月13日までの期間において、推進委員候補者の推薦、募集を行ったところ、定数13人に対し14人の申込みがありました。応募状況の詳細につきましては、お手元の資料のとおりです。

越谷市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱手続きに関する要綱第7条により、推進委員候補者の選考方法については総会で決定すると規定されていることから、議案として上程させていただきました。内容につきましては、いつ、誰が、どのように候補者の選考するのかをご審議いただくものです。また、推進委員候補者の決定につきましては、本議案で決定した方法により、非公開にて別途選考いただくこととなります。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関して、推進委員候補者の選考方法について、ご意見のある方はおりますか。

職務代理。

11番委員
(荻島委員)

推進委員の業務は、担当する区域の現場活動が中心となることから、推進委員に求められる地域の農家事情に精通している方かどうかは、やはり同じ地元の農業委員の皆様がよくご存じだと思います。

また、法律にも「推進委員は農業委員会が委嘱する」と規定されていることから、ここに出席されている農業委員全員で協議して、申込書に記載された内容やこれまでの活動実績などから、推進委員候補者を選考する方法がいいかと思います。

いつ決めるかにつきましては、資料もあることですから、この議案の後、決めるということではいかがでしょうか。

議 全 議	長	ほかに意見はございますか。
	員	なし。
	長	ほかに意見はないということでございますので、採決を行います。 本議案の後に、現在出席している農業委員全員で協議して、推進委員候補者を選考する方法に賛成の方は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議	長	挙手は全員でございますので、本議案の後に、農業委員全員で協議して推進委員候補者を選考する方法に決定いたします。 ここで暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時48分) (再開時刻：午前10時59分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 続きまして、報告でございます。 事務局より説明願います。
統 括 主 幹		それでは、報告に移らせていただきます。 議案書の9ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、1件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。 続きまして、議案書の10ページから12ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、15件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。 第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。 続きまして、議案書の13ページです。第3号報告 農地の改良に係る届出について、1件の届出がありました。内容につきましては、田畑転換です。 報告事項は以上です。
議	長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、来年の1月25日
木曜日午前10時からこの会議室で行います。

(閉会時刻：午前11時02分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年12月25日

議 長

署名委員

署名委員